## 青森県環境影響評価条例の対象事業の規模要件(概要)

事業の種類	第1種事業	第2種事業
1 道路		
国道、県道、市町村道等	4 車線以上・長さ10 k m以上	4 車線以上・長さ5 k m~10 k m
林道	幅員6.5m以上・長さ20km以上	幅員6.5m以上・長さ10km~20km
トンネルの建設	2車線以上・掘削量50万㎡以上	
2 ダム、堰 <sup>せき</sup> 、河川工事		
ダム、堰 <sup>せき</sup>	貯水面積100ha以上	貯水面積50ha~100ha
湖沼開発・放水路	土地改変面積100 h a 以上	土地改変面積50 h a ~100 h a
3 鉄道、軌道		
普通鉄道・軌道	長さ10km以上	長さ5 k m~10 k m
トンネルの建設	掘削量50万㎡以上	
4 飛行場		
滑走路の新設	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,250m~2,500m
滑走路の延長	延長500m以上	延長250m~500m
5 発電所		
水力発電所	出力3万kW以上	出力1.5万kW~3万kW
火力発電所	出力15万kW以上	出力7.5万kW~15万kW
地熱発電所	出力1万kW以上	出力0.5万kW~1万kW
風力発電所	出力1万kW以上	出力0.75万kW~1万kW
6 廃棄物処理施設		
焼却施設	焼却能力1日100t以上	
し尿処理施設	処理能力1日100kL以上	
PCB処理施設	すべて	
最終処分場	すべて	
7 公有水面の埋立干拓	面積50ha超	面積25ha~50ha
8 土地区画整理事業	面積100ha以上(山桝原野50ha以上)	面積50ha~100ha
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上(山桝原野50ha以上)	面積50ha~100ha
10 工場事業場用地造成事業	面積50ha以上(エ業朝地域100ha以上)	面積50ha~100ha(エ業鼎地域)
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上(山桝原野50ha以上)	面積50ha~100ha
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上(山桝原野50ha以上)	面積50ha~100ha
13 宅地造成事業	面積100ha以上(山桝原野50ha以上)	面積50ha~100ha
14 農用地造成事業	面積100ha以上(山桝原野50ha以上)	面積50ha~100ha
15 工場・事業場		
排ガス量	20万㎡√h以上	10万m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h∼20万m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h
排水量	平均1万㎡/日以上	平均0.5万㎡/日~1万㎡/日
下水汚泥の焼却施設	焼却能力1日100t以上	
16 畜産施設	,	
牛	飼育数3,000頭以上	飼育数1,500頭~3,000頭
豚	飼育数3万頭以上	飼育数1万頭~3万頭
鶏	飼育数100万羽以上	飼育数30万羽~100万羽
17 コルフ場・レクリエーション施設等		
ゴルフ場	9ホール以上	
レクリエーション施設等	面積50ha以上	面積25ha~50ha
18 土石の採取	面積50ha以上	面積25ha~50ha
19 建築物の新築	高さ100m以上	高さ50m~100m